

第3節



経済外交

総論

〈経済情勢認識と日本の経済外交〉

2015年の世界経済は、米国の金融政策正常化に向けた動きや中国を始めとする新興国経済の先行きに注目が集まる中、原油価格下落の影響、中東その他の地政学リスクなどが懸念されたものの、全体としては緩やかな回復を続けた。日本経済も、企業業績が改善し雇用情勢の改善を後押しするなど、緩やかな回復基調が続いた。

日本政府は、かかる経済情勢認識の下、2015年6月、「デフレ脱却に向けた動きを確実なものとし、将来に向けた発展の礎を再構築する」ことを目指し、「日本再興戦略」（以下「成長戦略」）を改訂した。「成長戦略」では、日本の企業や人が積極的に海外市場に打って出るとともに、「世界のヒト、モノ、カネ」を日本に惹き付けることで世界の経済成長を取り込み、日本の成長につなげていく道筋を示している。

日本経済の成長を後押しする経済外交の推進は、日米同盟の強化及び近隣諸国との関係推進と並んで、日本外交の三本柱の1つとして位置付けられており、積極的に取組を進めてきた。2015年は、「成長戦略」も踏まえつつ、①日本経済の成長への貢献、②安心して住める魅力ある国づくり及び③国際的なルール作りの3つの側面から経済外交を進めた。

〈日本経済の成長への貢献〉

(1) 経済連携の推進

高いレベルでの経済連携の推進は、「2018年までにFTA比率70%を目指す」ことを掲げる「成長戦略」の柱の1つである。10月、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉が大筋合意に

至り、2016年2月、署名された。TPP協定はアジア太平洋の12か国で、新しい貿易・投資ルールを構築するものであり、同協定が発効すれば、世界の国内総生産（GDP）の約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏が誕生することとなる。そのほか、日豪経済連携協定（EPA）が1月に発効し、2月には日・モンゴルEPAが署名に至るなど、2015年は、日本経済の成長に貢献する経済連携の取組が着実に前進した。このような成果を踏まえ、今後も日本は、TPP協定の早期発効及び参加国・地域の拡大を図るとともに、日EU・EPA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓自由貿易協定（FTA）などの経済連携協定の交渉に同時並行的に取り組むことで、世界全体の貿易・投資ルール作りに貢献していく考えである。

(2) 日本企業の海外展開支援

日本経済再生の兆しを着実な成長へとつなげていくためには、日本企業の海外展開を通じて、新興国を始めとする諸外国の成長を取り込んでいくことが重要である。外務省では、岸田外務大臣を本部長とする「日本企業支援推進本部」の指揮の下、在外公館では公館長が先頭に立って、官民連携で日本企業の海外展開を推進しており、9月には、こうした業務を総合的に担う「官民連携推進室」を設置した（P186特集参照）。

また、「2020年に約30兆円のインフラシステムの受注を実現する」（「成長戦略」）という政府の目標に向け、要人往来の機会を最大限活用したトップセールスにより、日本のインフラや技術を海外に売り込んでいる。

外務省では、「2020年農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成」（「成長戦略」及び

「統合的な TPP 関連政策大綱」) に向けて、在外公館を活用し、日本製品の魅力を積極的に発信している。さらに、11月の「総合的な TPP 関連政策大綱」の決定等を受け、日本企業支援担当官(食産業担当)を計58の在外公館等に設置した。東日本大震災・東京電力福島第一原発事故を受けた輸入規制については、各国政府等に正確な情報を迅速に提供するとともに、科学的根拠に基づき、規制を可及的速やかに緩和・撤廃するよう働き掛けてきている。

〈安心して住める魅力ある国づくり〉

エネルギー、鉱物資源、食料の多くを海外からの輸入に頼る日本において、これらを安定的に確保し、国民の安心した暮らしを守るために、外務省では以下の取組を推進している。

(1) エネルギー・鉱物資源・食料安全保障

多くの資源を海外に依存し、東日本大震災以降、火力発電への依存度を9割まで高めている日本にとって、資源の安定的かつ安価な供給確保に向けた取組が引き続き重要である。外務省としても様々な外交手段を活用し、資源国との包括的かつ互恵的な関係の強化に努め、供給国の多角化を図るなど戦略的な資源外交を行っている。特に、2015年には、安倍総理大臣が中東、アジア太平洋、中央アジアなどの主要な資源国を訪問し、積極的な資源外交を展開した。また、2013年以降設置されている「エネルギー・鉱物資源専門官」制度を活用し、引き続き情報収集などの体制強化を図った。

食料安全保障については、世界的な人口増加と食料不足が予想される中、日本としても世界の食料生産の促進を通じて、世界の食料需給の緩和を図ることにより、日本の安定的な食料確保に資する取組を進めている。

(2) 海洋生物資源の持続可能な利用

また、日本は海洋生物資源の適切な保存管理及び持続可能な利用に積極的な役割を果たしている。7月に「北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約」が発効し、同条約に基づき設立された北太平洋漁業委員会の事務局が東京に設置された。また、南極海の鯨類科学調査については、国際捕鯨委員会(IWC)科学委員

会から指摘された追加作業の完了を受けて、新南極海鯨類科学調査計画(NEWREP-A)を最終化し、2015年度から調査を実施することとした。

〈国際的なルール作り〉

国際経済における法の支配を確保し、世界経済の安定的発展を図るべく、日本は、世界貿易機関(WTO)においてルール作りに積極的に参画しているほか、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋経済協力(APEC)、G7・G20サミットなどの場において、経済・社会を始め様々な分野で国際的な議論を主導している。

(1) 多数国間の貿易自由化(WTO)

多数国間の貿易自由化をめぐる交渉については、長年にわたり膠着^{こうちやく}状態が続いてきているものの、WTOを中心とする多角的貿易体制は、新たなルール作りや紛争解決を含む既存のルールの運用面において重要な役割を果たしている。新たなルール作りについては、12月の第10回WTO閣僚会議(MC10)における情報技術協定(ITA)の品目拡大交渉や輸出補助金を含む輸出競争等の農業分野における合意が達成されたことは、WTOの交渉機能が完全に不全となっているわけではないことを示している。その一方で、WTOにおける昨今の最大の議論であるドーハ・ラウンド(DDA)交渉の継続の是非を含む今後のWTO交渉の在り方については、先進国と開発途上国の間で意見が収斂^{しゅうれん}せず見通しがついていない。時代によって変化する課題への対応を含め、WTOの交渉機能をいかにして再活性化・強化するかとの観点から、従来とは違った新しいアプローチを検討する必要がある、日本としても積極的に議論に参加していく考えである。既存のルールの適切な運用確保に当たっても、日本は積極的に参画している。

(2) 国際的な議論を主導

先進国首脳が集まって政策協調のための議論を行うG7については、6月に開催されたG7エルマウ・サミット(於:ドイツ)において、本年が戦後70年、ランブイエ・サミット(第1回サミット、於:フランス)から40年に当たる年であることも踏まえ、安倍総理大臣から、G7は自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値に

立脚し、国際社会の秩序を支えてきたことを指摘した上で、グローバルな視点から対応できるのはG7であり、G7の責任は大きく、G7の連携がますます重要になっていると発言した。

また11月のG20アンタルヤ・サミット（於：トルコ）では、強固で持続可能かつ均衡ある経済成長の実現に向けた具体的な取組につき首脳間で率直な意見交換を行い、各国の個別のマクロ経済政策や成長戦略の現状と今後の計画を記載した「アンタルヤ行動計画」を発表した。また、サミット直前に発生したパリにおけるテロ事件を強く非難するとともに、G20が協調してテロ対策を行うことで一致し、「テロとの闘いに関するG20声明」を発出した。

アジア太平洋地域の21の国と地域が参加する経済協力の枠組みであるAPECでは、11月に開催されたフィリピンAPECにおいて、「包摂的な成長」を全体テーマとして、地域経済統合や強靱で持続可能なコミュニティづくりについて活発な議論が行われた。安倍総理大臣から、「経済面での法の支配」の強化の重要性を強調するとともに、「一億総活躍社会」の実現や女性の活躍推進などの取組を説明した。

経済、社会の広範な分野を扱う「世界最大のシンクタンク」であるOECDでは、日本が議長国を務めた2014年の閣僚理事会で立ち上げた「東南アジア地域プログラム」の第1回運営グループ会合（於：ジャカルタ（インドネシア））が3月に開催され、日本が共同議長に就任するなど、OECDと東南アジアとの関係強化に貢献した。また、6月、「持続可能な成長と雇用のための投資の解放」をテーマに開催された2015年の閣僚理事会では、気候変動に係る日本の貢献策をアピールするとともに、「質の高いインフラ投資」の重要性を訴えた。

各論

1 日本経済の成長を後押しする取組

(1) 経済連携の推進

EPAやFTAには、物品の関税やサービス貿易

の障壁などの削減・撤廃、貿易・投資のルール作りなどを通じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強化する効果がある。日本は、これまでに20か国との間で16の経済連携協定を締結してきている。日本の貿易のFTA比率（貿易総額に占める発効済み・署名済みのFTA相手国の貿易額の割合）を2012年の19%から2018年までに70%に高めるとの「日本再興戦略」の目標実現に向け、アジア太平洋地域や、欧州等との経済連携を戦略的に推進している。

こうした中で、2015年10月にはTPP協定交渉が大筋合意に至り、2016年2月に署名された。TPP協定によって作られる新たな経済秩序は、今後、更に大きな構想であるアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）において、ルール作りのたたき台となるものである。日本は、TPP協定の署名を弾みとして、今後も他の経済連携交渉を推進していく考えである。

ア 多国間協定（メガFTA）等

(ア) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定

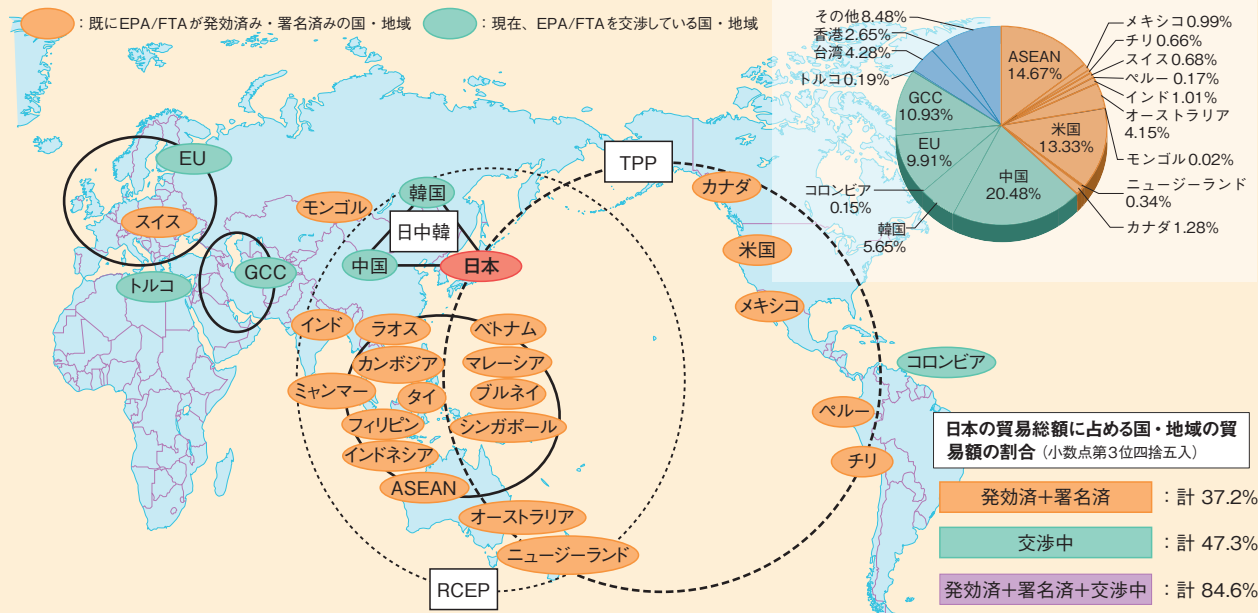
TPP協定は、成長著しいアジア太平洋地域において、新たな貿易・投資ルールを構築する取組である。日本、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの12か国が交渉に参加し、2015年10月のアトランタ閣僚会合にて大筋合意を実現し、2016年2月に署名に至った。この協定は、関税、サービス、投資、知的財産、国有企業など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築し、日本企業が海外市場で一層活躍する契機となり、日本の経済成長に向けて大きな推進力となるものである。さらに、TPP協定により、基本的価値を共有する国々と共に経済面での法の支配を強化することは、日本の安全保障及びアジア太平洋地域の安定に寄与する戦略的意義を有する。

アジア太平洋地域の成長を日本に取り込むTPP協定は、アベノミクスの成長戦略における核である。日本は、各国と共に早期発効、参加国・地域の拡大に今後取り組んでいく。

日本の経済連携協定 (EPA) の取組

2016年3月現在

- ・これまで20か国と16のEPAが発効済み・署名済み
 - ・発効済み・署名済みEPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は37.2% (比較：米国：47.4%、韓国：62.5%、EU：30.7%)
 - ・発効済み・署名済みEPAに加えて交渉中EPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は84.6%
- [参考] 『日本再興戦略』では2018年までにFTA比率を70%に引き上げることを政策目標として掲げている。



※GCC：湾岸協力理事会 (Gulf Cooperation Council) (アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート)

※韓国は2004年11月から交渉が中断、GCCは2010年から交渉を延期

出典：財務省貿易統計 (2015年3月)、ただし、米国、韓国及びEUについては、IMF Direction of Trade Statistics (2015年4月) (各国の貿易額の割合については、小数点第3位四捨五入)

第3章

(イ) 欧州連合 (EU)

基本的価値を共有し、日本の主要貿易・投資相手でもあるEUとは、2013年3月に交渉開始を決定した。同年4月に第1回交渉会合を開催した後、2016年2月までに計15回の交渉会合を開催し、物品貿易、サービス貿易、知的財産権、非関税措置、政府調達、投資等の広範な分野について議論を行った。11月には、G20アンタルヤ・サミット (於：トルコ) の際に行われた日・EU首脳会談において、2016年のできる限り早い時期の大筋合意を目指すことで一致した。

(ウ) 日中韓FTA

日中韓FTAは、日本にとって主要な貿易相手国である中国 (第1位、約20%) 及び韓国 (第3位、約6%) を相手とした交渉である。2013年3月に交渉を開始し、2016年1月までに9回の交渉会合を行った。これまでの交渉会合では、包括的かつ高いレベルのFTAを目指すとの3か国共通の目標の下、物品貿易を始め、投資、サービス

貿易、競争、知的財産、電子商取引といった広範な分野について協議を行っている。

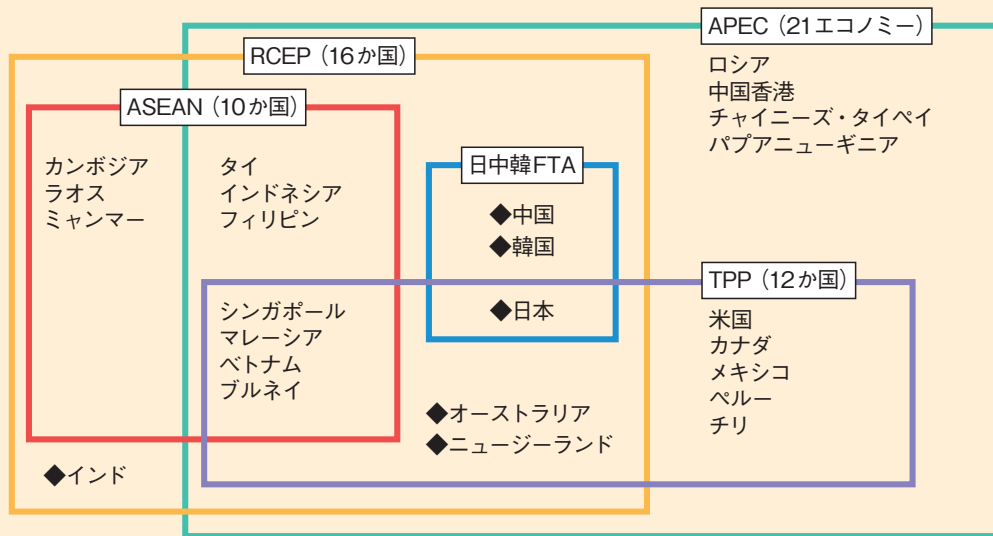
(エ) 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)

RCEPは、人口約34億人 (世界全体の約半分)、GDP約20兆米ドル (世界全体の約3割)、貿易総額10兆米ドル (世界全体の約3割) に上る広域経済圏実現を目標とした交渉である。ASEAN諸国とFTAパートナー諸国 (日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド及びインドの6か国) の首脳は、2013年5月の交渉開始後、物品貿易、サービス貿易、投資、競争、知的財産などを含む分野で包括的かつ高いレベルの協定を目指している。2015年12月までに、閣僚会合を3回、交渉会合を10回開催し、同年11月のASEAN関連首脳会議では、物品貿易、サービス貿易、投資の各分野における実質的交渉の促進を歓迎するとの共同声明文が発出された。

(オ) アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 構想

2010年の横浜APECで「FTAAPへの道筋」が

アジア太平洋地域における国際的な経済枠組みの進捗



※◆印の国は、日・ASEAN、中・ASEANなどいわゆるASEAN+1のEPA/FTAを締結している。

策定され、FTAAPは、ASEAN+3、ASEAN+6¹及びTPP協定といった現在進行している地域的な取組を基礎として更に発展させることにより、包括的で質の高い自由貿易協定として追求されるべきことが確認された。2014年の中国APECで採択された「FTAAPの実現に向けたAPECの貢献のための北京ロードマップ」において、「FTAAPの実現に関連する課題にかかる共同の戦略的研究」の立ち上げに合意し、2015年から同研究が開始されており、2016年末までに最終報告を首脳・閣僚に提出することになっている。

1 二国間協定（交渉開始順）

(ア) 韓国

戦略的利益を共有する最も重要な隣国である韓国との間では、貿易・投資を含む経済の相互依存関係が強固である。同国とのEPAは、安定的な経済枠組みを提供し、将来にわたり両国に利益をもたらす得るとの考えに基づき、2003年に交渉を開始した。この交渉は2004年以降中断されているが、実務レベルの意見交換などを継続してきている。

(イ) 湾岸協力理事会（GCC）

GCC²諸国は、石油・天然ガスの資源国として、

また、インフラ等輸出を展開する市場として重要な地域の1つである。GCC諸国との経済関係の強化に向け、FTA交渉を2006年に開始したが、2009年以降、交渉はGCC側の都合で延期されてきている。日本はGCCとの経済関係の一層の強化を図るべく、交渉の早期再開を求めている。

(ウ) カナダ

基本的価値を共有し、相互補完的な経済関係にあるカナダとは、2012年に交渉を開始した。日本へのエネルギー、鉱物や食料の安定供給に資するEPAとすべく、2015年12月までに7回の交渉会合を行った。

(エ) コロンビア

豊富な資源と高い経済成長を有するコロンビアは、各国とFTA締結を進めている。日本も、日本企業の投資環境整備などの観点から、2012年に交渉を開始し、2015年12月までに13回の交渉会合を行った。

(オ) トルコ

高い経済的潜在性を有し、開放経済を推進するトルコとは、2014年1月に訪日したエルドアン首相と安倍総理大臣の会談においてEPA交渉開始に合意し、同年12月に交渉を開始した。2016年1月までに4回の交渉会合を行った。

1 現在のRCEP

2 GCC:湾岸協力理事会（Gulf Cooperation Council）。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア及びアラブ首長国連邦（UAE）の6か国から構成

EPA・FTA交渉等の現状

2016年2月現在

	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
日ASEAN包括的経済連携 (AJCEP)					妥結 物品貿易等	発効		サービス章・投資章の継続交渉開始		3月、10月 合同委員会の継続交渉開始	4月 合同委員会 10月 合同委員会 12月 サービス章・投資章本体につき実質合意	3月、10月 合同委員会	4月、10月 合同委員会		
モンゴル				交渉				6月 共同研究開始	3月 共同研究完了	3月 日モ首脳会談 (交渉開始で一致) 同月 交渉準備会合 6月 第1回交渉会合 12月 第2回交渉会合	4月 第3回交渉会合 7月 第4回交渉会合 12月 第5回交渉会合	4月 第6回交渉会合 6月 第7回交渉会合 7月 大筋合意	2月 署名		
カナダ								産官学共同研究	3月 共同研究開始	3月 共同研究完了 同月 日加首脳会談 (交渉開始で一致) 7月 交渉準備会合 11月 第1回交渉会合	4月 第2回交渉会合 7月 第3回交渉会合 11月 第4回交渉会合	3月 第5回交渉会合 7月 第6回交渉会合 11月 第7回交渉会合		署名	
コロンビア								政府間共同研究	11月 共同研究開始	7月 共同研究完了 9月 日コロンビア首脳会談 (交渉開始で一致) 12月 第1回交渉会合	5月 第2回交渉会合 10~11月 第3回交渉会合	2月 第4回交渉会合 5月 第5回交渉会合 7月 第6回交渉会合 9月 第7回交渉会合 10月 第8回交渉会合 12月 第9回交渉会合	3月 第10回交渉会合 5月 第11回交渉会合 7月 第12回交渉会合 8月 第13回交渉会合		
日中韓								産官学共同研究	5月 共同研究開始	12月 共同研究完了 【参考：3月 日中韓投資協定大筋合意】 5月 日中韓サミット (年内の交渉開始で一致) 11月 日中韓経済貿易大臣会合 (交渉開始を宣言)	2月 交渉準備会合 3月 第1回交渉会合 7~8月 第2回交渉会合 11月 第3回交渉会合	3月 第4回交渉会合 9月 第5回交渉会合 12月 第6回交渉会合 (局長/局長会合)	1月 第6回交渉会合 (首席代表会合) 4月 第7回交渉会合 (局長/局長会合) 5月 第7回交渉会合 (首席代表会合) 7月 第8回交渉会合 (局長/局長会合) 9月 第8回交渉会合 (首席代表会合) 12月 第9回交渉会合 (局長/局長会合)	1月 第9回交渉会合 (首席代表会合)	
EU								共同検討作業	4月 共同検討作業を開始	5月 交渉のためのプロセスを開始	7月 交渉の大枠を定めるスクーピング作業の終了 11月 EU外務理事會が欧州委員會の交渉権限を採択	3月 日EU首脳電話会談 (交渉開始を決定) 4月 第1回交渉会合 6月 第2回交渉会合 10月 第3回交渉会合	1月 第4回交渉会合 3~4月 第5回交渉会合 7月 第6回交渉会合 10月 第7回交渉会合 12月 第8回交渉会合	2月 第9回交渉会合 4月 第10回交渉会合 7月 第11回交渉会合 9月 第12回交渉会合 10月 第13回交渉会合 11月 第14回交渉会合	2月 第15回交渉会合
東アジア地域包括的経済連携 (RCEP※)								共同検討作業	9月 CEPEA※及びEAFTA※について議論開始	11月 ASEAN関連首脳会議 (CEPEA及びEAFTAの提案を踏まえRCEPの枠組みを採択)	11月 ASEAN関連首脳会議 (交渉立ち上げを宣言)	2月 交渉の準備のための会合 3~4月 第4回交渉会合 5月 第1回交渉会合 8月 第1回閣僚会合 9月 第2回交渉会合	1月 第3回交渉会合 6月 第5回交渉会合 8月 第2回閣僚会合 12月 第6回交渉会合	2月 第7回交渉会合 6月 第8回交渉会合 7月 閣僚中間会合 8月 第9回交渉会合 10月 第10回交渉会合	2月 第11回交渉会合
TPP									11月 交渉参加に向けた協議開始の意向表明		2月 日米首脳会談 (日米の共同声明発表) 4月 日米協議合意 7月 TPP閣僚会合 7月 第18回交渉会合 (日本参加) 8月 第19回交渉会合 10月 TPP首脳会合・閣僚会合 12月 TPP閣僚会合	2月 TPP閣僚会合 5月 TPP閣僚会合 10月 TPP閣僚会合 (大筋合意) 11月 TPP首脳・閣僚会合	7月 TPP閣僚会合 10月 TPP閣僚会合 (大筋合意) 11月 TPP首脳会合	2月 TPP閣僚会合 (署名)	
トルコ										11月 共同研究開始	7月 共同研究完了	1月 日トルコ首脳会談 (交渉開始で一致) 12月 第1回交渉会合	4月 第2回交渉会合 9月 第3回交渉会合	1月 第4回交渉会合	
韓国									2004年11月 交渉中断	5月 第2回局長級事前協議 10月 日韓首脳会談 (交渉再開に必要な実務的作業を本格的に行うことへ一致)					
GCC (※)														GCC側がFTA政策全体の見直しを始めたため、交渉を延期	

第3章

署名・発効済みの2国間協定

(ア) モンゴル

中長期的な高成長が見込まれるモンゴルとは、エネルギー・鉱物資源を含む投資環境の改善や更なる貿易・投資の拡大を目指し、2012年にEPA交渉を開始した。7回の交渉会合が行われ、

2014年7月、大筋合意に至り、2015年2月、サイハンビレグ・モンゴル首相の訪日時に安倍総理大臣と同首相との間で署名を行った。

(イ) オーストラリア

日本とオーストラリアは、アジア太平洋地域や国際社会において緊密に連携する重要な戦略的

パートナーであり、エネルギーや食料の主要な貿易国という経済面のみならず、政治・安全保障の面でも密接な関係にある。両国は、2006年の日・豪首脳電話会談でEPA交渉の開始を決定し、2012年までに16回の交渉会合を行った。その結果、2014年7月の安倍総理大臣のオーストラリア訪問時の両首脳による署名を経て、同協定は、2015年1月に発効した。

(ウ) 発効済みEPA

発効済みのEPAには、協定の実施の在り方について協議する合同委員会に関する規定や、発効から一定期間を経た後に協定の見直しを行う規定がある。また、発効済みのEPAの円滑な実施のために様々な協議が続けられている。

正 人の移動

EPAに基づき、これまでインドネシア、フィリピン及びベトナムから看護師・介護福祉士候補者の受入れを開始している。2015年はインドネシアから278人（看護：66人、介護：212人）、フィリピンから293人（看護：75人、介護：218人）、ベトナムから152人（看護：14人、介護：138人）が新たに入国した。また、2015年の国家試験³については、看護26人（インドネシア：11人、フィリピン：14人、ベトナム：1人）、介護78人（インドネシア：47人、フィリピン：31人）が合格した。なお、ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者については、2014年6月に第一陣の受入れを行い、2015年5月第二陣との累計で290人の受入れを行った。

(2) 日本企業の海外展開支援

ア 外務本省・在外公館が一体となった日本企業の海外展開の推進

外国に拠点を構える日系企業数は近年増加し、2014年10月現在68,573拠点を数えた⁴。また、製造業の海外生産比率は2013年度で22.9%と過去最高水準にある⁵。これは、日本経済の発展を支える日本企業の多くが、海外市場の



天皇誕生日祝賀レセプションにおいて日本酒及び焼酎の紹介
(在フランス日本国大使館)

開拓を目指し、海外展開にこれまで以上に積極的に取り組んできたこともその背景にある。アジアを中心とする海外の経済成長の勢いを日本経済に取り込む観点からも、政府による日本企業支援の重要性は高まっている。

このような状況に鑑み、外務省では、外務大臣を本部長とする「日本企業支援推進本部」の下、本省・在外公館が一体となり、日本企業の海外展開推進に積極的に取り組んでいる。5月には、両外務副大臣を本部長代行、全外務大臣政務官を本部長代理として本部の体制を強化し、全省を挙げて官民連携への取組を十分に進めるべく、省内に外務審議官（経済）をヘッドとする「官民連携タスクフォース」を立ち上げた。9月には、経済局内に従来設置されていた日本企業支援室、インフラ海外展開推進室及び投資室を統廃合し、日本企業の海外展開に向けた官民連携業務を総合的に担う「官民連携推進室」を設置した。

在外公館では、大使や総領事が先頭に立ち、日本企業支援担当官を始めとする館員一同が日本企業への各種の情報提供や外国政府への働き掛けを行っている。また、天皇誕生日祝賀レセプションなどの在外公館における行事の機会を活用し、官民連携による日本企業製品・技術の展示や日本企業製品紹介のためのセミナー、試食会、日本企業との共催による現地企業との交流会開催などを在外公館施設を積極的に活用しつつ実施している。

³ ベトナムの国家試験合格者数については2015年3月に発表

⁴ 外務省 海外在留邦人数調査統計

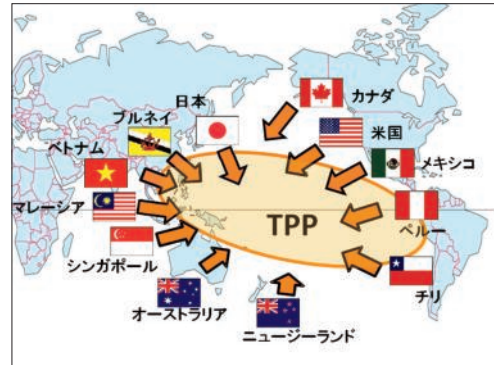
⁵ 経済産業省 第44回 海外事業活動基本調査

特集 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定

2015年10月5日、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉が大筋合意に至り、2016年2月4日にニュージーランドにて署名されました。この特集では、21世紀の貿易・投資ルールの新たなスタンダードとなるTPP協定を御紹介します。

1 TPPとは

TPPは、アジア太平洋の12か国で関税、サービス、投資、知的財産、国有企業など、幅広い分野で新しい貿易・投資ルールを構築するものです。TPP協定が発効すれば、世界の成長センターといえる地域で、ヒト・モノ・資本・情報が自由に行き交う巨大な「1つの経済圏」が誕生します。世界人口の約1割の8億人、世界のGDPの約4割の3,100兆円を占めるこのマーケットは、EUの1.5倍、ASEANの11倍、さらに日本の6倍の経済規模に当たります。いわば、新しい「アジア・太平洋の世紀」の幕開けです。



TPP参加国

2 日本経済にもたらすメリット

TPPを通じて日本の消費者は、海外のより良い物を、便利に、より安く手に入れることができます。また、生産者には、輸出品にかけられていた関税のほとんど全てが最終的に撤廃されることで、日本の質の高い産品を海外のマーケットに売り込むチャンスがもたらされます。

さらに、金融や流通など、サービスや投資の分野では、参入規制が緩和されるとともに、環境や労働分野を含む公正な競争条件の確保、政府調達などによるインフラ市場への参入拡大等も、TPPによって推進されます。

これらの貿易・投資ルールが適切に整備されることにより、日本の生産者が作り出した付加価値が正しく評価されるようになり、中小・中堅企業を含む日本企業がダイナミックな市場に飛び出す契機が生まれることは、日本の経済成長に向けて大きな推進力となります。

3 戦略的意義

TPPは、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する米国を始めとした国々との間で経済的な相互依存関係を深めるものです。これにより日米同盟が一層強化され、日本の安全保障やアジア太平洋地域の安定に大きく寄与することとなります。TPPがもたらす21世紀型の貿易・投資ルールは、「法の支配」を強化し、地域及び世界の平和と繁栄を確かなものにするという大きな戦略的意義を有しています。



TPP首脳会合 (11年18日、マニラ・フィリピン 写真提供: 内閣広報室)

4 今後の経済連携政策の展開

今後は、TPPのメリットを日本経済へ確実に取り込むべく、協定の早期発効と参加国・地域の拡大に向けて各国と連携していきます。また、TPP協定の署名を弾みに、日EU・EPA、RCEP (東アジア地域包括的経済連携)、日中韓FTA等、他の経済連携交渉を推進し、世界の新たな貿易・投資ルールの構築・拡大に向けて引き続き日本として主体的な役割を果たしていきます。

1 インフラシステムの海外展開の推進

新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業によるインフラ輸出を促進するため、2013年、内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を

構成員とする「経協インフラ戦略会議」が内閣官房に設置された。それ以来、総理の外交日程に合わせて、「インドネシア」、「メコン地域」、「中央アジア」、「インド」などの、国や地域をテーマに

した会合や「官民連携」、「鉄道」、「質の高いインフラパートナーシップ」などの分野をテーマにした会合が計22回行われた（2015年12月時点）。

また、安倍総理大臣、岸田外務大臣を始めとするトップセールスの推進、国際協力機構（JICA）海外投融資の本格再開、円借款をより戦略的に活用するための制度改善、各国大使館・総領事館を通じた企業支援など、インフラシステムの海外展開推進の体制整備・強化が進められている。外務省は、インフラプロジェクトに関する情報の収集・集約などを行う「インフラプロジェクト専門官」を重点国の在外公館に指名している（2015年12月末現在、51か国63公館129人）。

このような取組の具体的な成果として、石炭火力発電所（マレーシア）、貨物専用鉄道（インド）、橋梁建設及び既存橋改修事業（バングラデシュ）、アンモニア・尿素製造プラント（ウズベキスタン）、メトロ（カタール）、ガス火力発電・造水プラント（カタール）などを日本企業や日本企業を含むグループが受注した。

投資協定/租税条約/社会保障協定

（ア）投資協定

投資協定は、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、機会の拡大等について規定することにより、投資を促進するための重要な法的基盤である。海外における投資環境の整備を促進し、日本市場に海外投資を呼び込むため、日本は投資協定の締結に積極的に取り組んできている。2014年には、パプアニューギニア、クウェート、中国・韓国（日中韓3か国の投資協定）、イラク、ミャンマー及びモザンビークとの間で投資協定がそれぞれ発効した。さらに、2015年には、コロンビア、カザフスタン及びウクライナとの間で投資協定がそれぞれ発効した。また、ウルグアイ、オマーン及びイランとの間で投資協定に署名し、これまでに署名又は締結済となった投資協定は計28件となった（2016年2月時点）。このほか、イスラエルとの間で投資協定の実質合意に達している。現在アンゴラ、アルジェリア、カタール、UAE、ケニア、ガーナ、モロッコ及びタンザニアとの間で、それぞれ投資協定交渉を進めている。

また、投資に関する規定を含むEPAの締結にも取り組んでいる。2015年1月に発効した日豪EPAを含め、これまでに日本が締結した14件のEPAのうち11件は投資に関する独立の章を含むものである。さらに、2月に署名された日・モンゴルEPA及び2016年2月に署名されたTPP協定においても投資に関する章が含まれている。なお、現在行われている日中韓FTA、RCEP、日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）の交渉、EU、カナダ及びトルコとの間のEPAの交渉においても、投資に関する議論が行われている。

このほか、OECDやAPECなどの国際的な枠組みにおいても、日本は投資の自由化や円滑化を促進するための多数国間ルールの形成に積極的に取り組んできている。

（イ）租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する国際的な二重課税を回避するとともに、投資所得（配当、利子、使用料）に対する源泉地国課税の減免などを通じて投資交流を促進するための重要な法的基盤である。また、租税に関する情報交換などといった税務当局間の国際協力推進のための規定もあり、脱税、租税回避行為などを防止する観点からも重要である。日本は、租税条約ネットワークの拡充に積極的に取り組んでいる。具体的には、カタールとの条約（12月）が発効し、インドとの改正議定書（12月）に署名するとともにドイツとの新租税協定（7月）、チリとの条約（10月）が実質合意に至った。この結果、日本は2015年末時点で65の租税関連条約（96か国・地域に適用）を締結したことになる。

（ウ）社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や掛け捨てなどの問題を解消することを目的としている。海外に進出する日本企業や国民の負担が軽減されることを通じて、相手国との人的交流の円滑化や、経済交流を含む二国間関係の更なる緊密化に資することが期待される。日本は、11月にフィリピンとの協定に署名し、2015年末時点で社会保障協定を締結又は署名している国は19か国となった。また、2015年には、トルコ、中国及びスロバキアとの間で政府間交渉を行った。

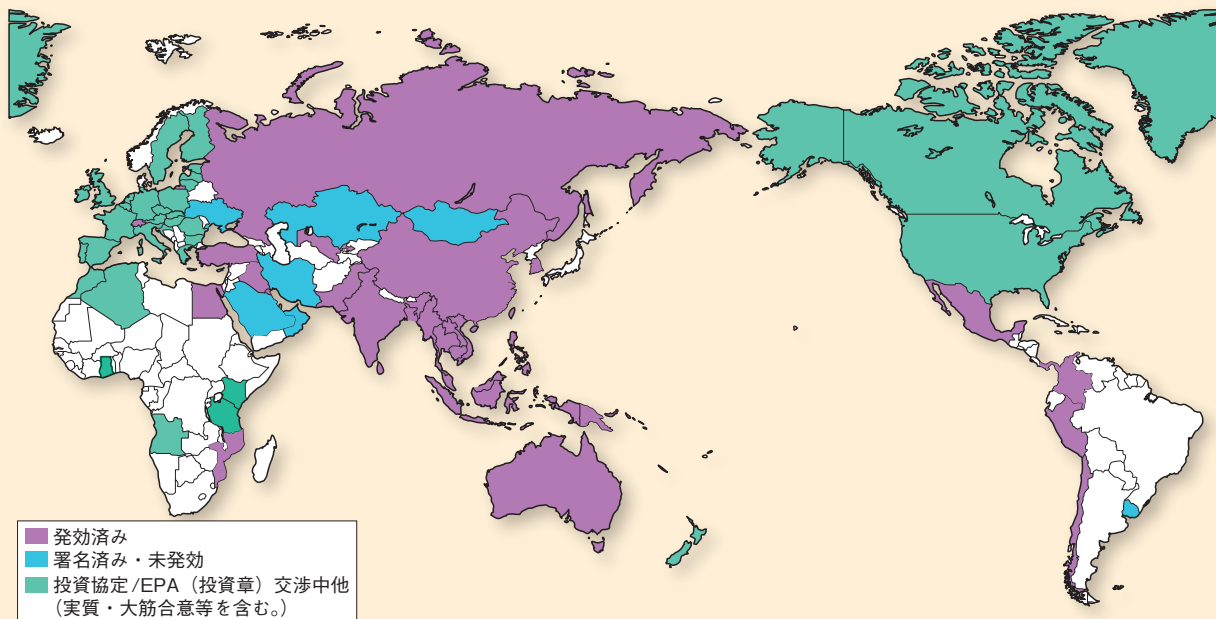
投資関連協定の現状

(2016年2月)

投資関連協定^(注)の交渉状況

・発効済み：35件（投資協定24件、EPA11件） ・署名済み・未発効：6件 ・交渉中：15件（投資協定9件、EPA6件）

(注) 投資協定及び投資章を含むEPA/FTA



発効済（投資協定）

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1 エジプト（1978年発効） | 13 ラオス（2008年発効）※ |
| 2 スリランカ（1982年発効） | 14 ウズベキスタン（2009年発効）※ |
| 3 中国（1989年発効） | 15 ペルー（2009年発効）※ |
| 4 トルコ（1993年発効） | 16 パプアニューギニア（2014年1月発効） |
| 5 香港（1997年発効） | 17 クウェート（2014年1月発効）※ |
| 6 パキスタン（2002年発効） | 18 イラク（2014年2月発効） |
| 7 バングラデシュ（1999年発効） | 19 日中韓（2014年5月発効） |
| 8 ロシア（2000年発効） | 20 ミャンマー（2014年8月発効）※ |
| 9 モンゴル（2002年発効） | 21 モザンビーク（2014年8月発効）※ |
| 10 韓国（2003年発効）※ | 22 コロンビア（2015年9月発効）※ |
| 11 ベトナム（2004年発効）※ | 23 カザフスタン（2015年10月発効） |
| 12 カンボジア（2008年発効）※ | 24 ウクライナ（2015年11月発効） |

(注) 台湾との間では2011年に日台民間投資取決め（自由化型）を作成

発効済（投資章を含むEPA）

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1 シンガポール（2002年発効）※ | 7 インドネシア（2008年発効）※ |
| 2 メキシコ（2005年発効）※ | 8 フィリピン（2008年発効）※ |
| 3 マレーシア（2006年発効）※ | 9 スイス（2009年発効）※ |
| 4 チリ（2007年発効）※ | 10 インド（2011年発効）※ |
| 5 タイ（2007年発効）※ | 11 オーストラリア（2015年発効）※ |
| 6 ブルネイ（2008年発効）※ | |

※：「自由化型」協定

交渉中（投資協定）

- 1 イスラエル（実質合意）
- 2 アンゴラ（大筋合意）
- 3 アルジェリア（交渉中）
- 4 カタール（交渉中）
- 5 アラブ首長国連邦（交渉中）
- 6 ケニア（交渉中）
- 7 ガーナ（交渉中）
- 8 モロッコ（交渉中）
- 9 タンザニア（交渉中）

交渉中（投資章を含むEPA/FTA）

- 1 AJCEP*（投資章実質合意）
- 2 カナダ（交渉中）
- 3 日中韓（交渉中）
- 4 EU（交渉中）
- 5 RCEP**（交渉中）
- 6 トルコ（交渉中）
- 7 ガーナ（交渉中）
- 8 韓国（交渉中断）
- 9 GCC***（交渉延期）

*AJCEP：日・ASEAN 包括的経済連携
**RCEP：東アジア地域包括的経済連携
***GCC：湾岸協力理事会

署名済み・未発効

- ・サウジアラビア（2013年4月署名、承認済み）（投資協定）
- ・ウルグアイ（2015年1月署名、承認済み）（投資協定）※
- ・モンゴル（2015年2月署名、承認済み）（EPA）※
- ・オマーン（2015年6月署名）（投資協定）
- ・TPP*（2016年2月署名）※
- ・イラン（2016年2月署名）

*TPP：環太平洋パートナーシップ

知的財産

知的財産保護の強化は、技術革新の促進、ひいては経済の発展にとって極めて重要である。日本は、APEC、WTO（TRIPS理事会⁶）、世界知的所有権機関（WIPO）などにおける多国間の議論

に積極的に参加している。2月、日本は「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」の加入書をWIPOに寄託し、5月から国内でも同協定に基づく意匠の国際登録制度の利用が可能となった。EPAにおいても、可能な限り知的財

6 TRIPS理事会とは、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）の実施、特に加盟国による義務の遵守を監視し、同協定に関する事項の協議を行う場

特集 応援します！ 日本企業の海外展開 官民連携推進室の設置

外国に拠点を構える日系企業数は近年増加し、2015年現在、6万8,573拠点を数えました。日本国大使館や総領事館へのビジネス関連の相談件数は2014年時点で4万1,000件に上っています。このようなトレンドを踏まえ、外務省では2015年9月に企業の国際ビジネスをより一層サポートするべく経済局に「官民連携推進室」を設置しました。

現在、276の在外公館等に「日本企業支援担当官」を設置し、現地のビジネス慣習に応じたビジネスの進め方をアドバイスしています。51か国の在外公館にはインフラの海外展開を担当する「インフラプロジェクト専門官」を、58か国・地域の在外公館等には、農林水産物・食品・食産業の海外展開に関する相談を受ける「日本企業支援担当官（食産業担当）」を設置し、細やかに対応しています。「海外のビジネスでトラブルに遭遇してしまった」、「在外公館の施設やネットワークを活用し、自社製品を売り込みたい」など、ビジネスの海外展開については、外務省官民連携推進室までご相談ください。



在フランス日本国大使館での和食レセプション
(写真提供：内閣広報室)

● 連絡先 外務省 経済局 官民連携推進室

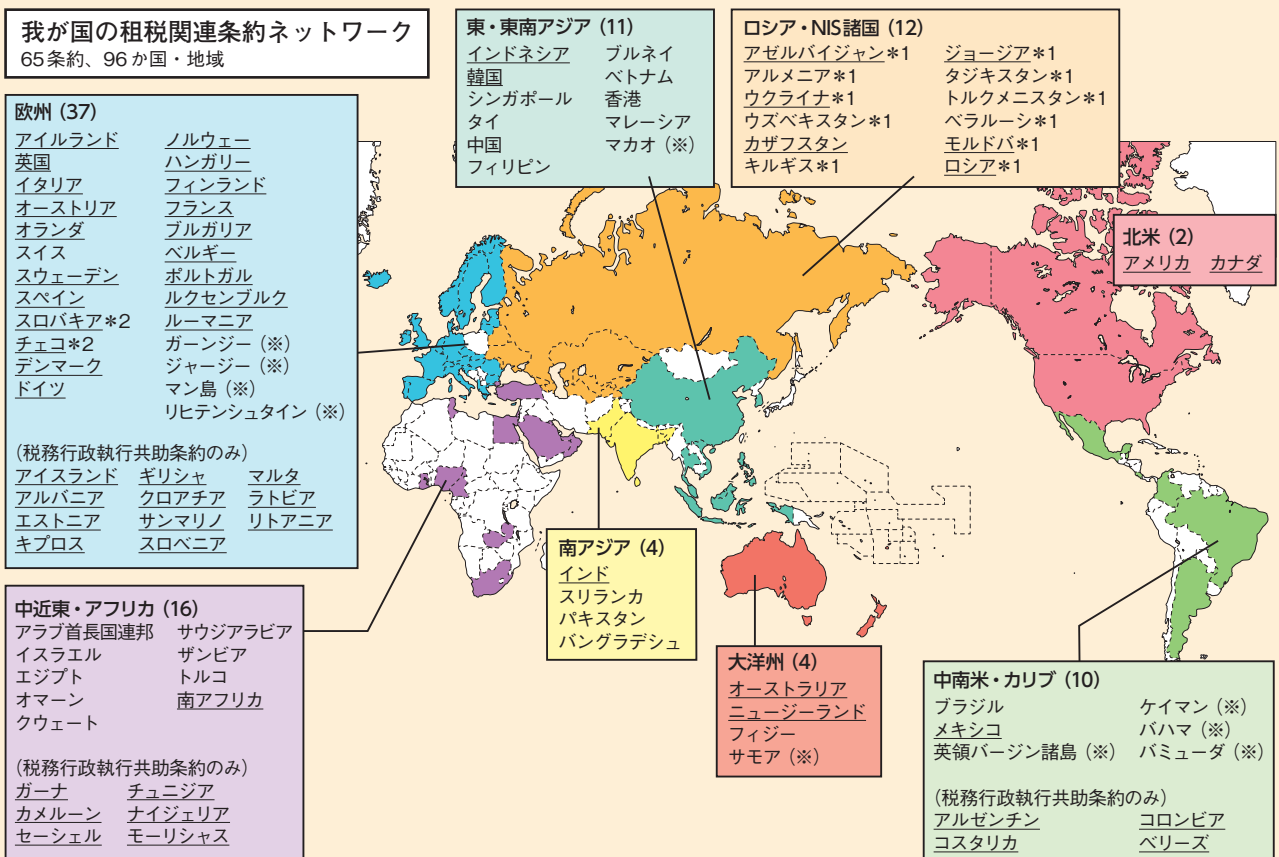
電話：03-3580-3311（代） ファックス：03-5501-8325

メールアドレス：business-support@mofa.go.jp

ホームページ：http://mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/kigyo/ichiran_i.html

租税関連条約ネットワーク

(2015年12月)



(注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること及び旧ソ連 (*1)・旧チェコスロバキア (*2) との条約が複数国に承継されていることから、条約数と国・地域数が一致しない。
 (注2) 条約数、国・地域数の内訳は以下のとおり。
 ・二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約 (いわゆる租税条約) : 54条約、65 国・地域
 ・租税に関する情報交換を主たる内容とする条約 (いわゆる租税情報交換協定) : 10条約、10 国・地域 (図中、(※) で表示)
 ・税務行政執行共助条約 (締約国は日本を除いて全56 国 (図中、国名に下線)、うち日本と二国間条約を締結していない国は21 国)

コラム 東日本大震災から5年～世界に感謝し、復興の現状を正しく伝える～復興庁広報・国際担当参事官・藤田 伸也

第3章

2011年3月11日に東日本大震災が発生したというニュースは、瞬く間に世界を駆け抜けました。当時在外公館で勤務していた筆者も、車のラジオで速報を聞きました。それ以来、東北を復興させ、日本を震災前よりも強靱な国にするということは、日本に課せられた大きな課題です。

震災後の日本は、約160の国・地域、約40の国際機関から支援を頂きました。開発途上国からも、「これまでの日本からの支援に対する恩返し」だとして、支援を頂きました。

米軍による大規模なトモダチ作戦は、日米同盟の絆の強さを再認識させてくれました。2015年10月に、トモダチ作戦に従事した空母ロナルド・レーガンが横須賀に入港した際に開催されたレセプションで、竹下亘復興大臣は、米国に対して改めて感謝の意を表するスピーチをしました。

未曾有の大災害ではありましたが、震災から5年が経過し、復興は着実に進捗しています。そうした状況がきちんと外国にも伝わるよう、外務省が招へいする外国人記者や、JICA（国際協力機構）研修で訪日する外国の行政官等に対して、震災復興の現状について説明しています。

これから特に重要なことは、いわゆる風評被害を取り除くことです。福島第一原発の事故の後、50程度の国・地域が日本からの食料品輸入に規制をかけました。その後、市場に出回っている食品は、世界で最も厳しいレベルの放射性物質検査を通ったものだけであることを粘り強く説明してきた結果、一部の規制は緩和・解除されました。10月には、ニュージーランドの駐日大使が、福島県知事とともに、同県の食の魅力を発信するイベントを開催し、高木毅復興大臣も参加しました。空間放射線量も減ってきています。残る規制の解除のため、更なる働き掛けに努めます。

被災地と諸外国の間の草の根の交流も進んでいます。宮城県東松島市の女性は、デンマークのステッチ（刺繍）を復興に役立てており、これを通じて、同国との交流も深まっています。

2016年は、日本がG7伊勢志摩サミットを主催するなど世界の目が日本に集まる年です。2019年にはラグビーW杯、2020年には東京オリンピック・パラリンピックを開催します。これらの機会も見据えながら、より多くの外国人の方が、東北を訪れ、東北の食を味わうことを願っています。



クウェートの記者に対するブリーフィング



米国の大学院生に対するブリーフィング

産権に関する規定を設けることとしている⁷。また、偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）の発効に向けた働き掛けを引き続き行っている。さらに、知的財産保護の強化や模倣品・海賊版対策における開発途上国の政府職員などの能力向上のため、JICAを通じて専門家派遣などを行っている。

また、外務省は、海外における知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策などに関する施策を実施している。例えば、海外において模倣品・海賊版被害を受けている日本企業を迅速かつ効果的に支援することを目的として、ほぼ全ての在外公館

で知的財産担当官を任命し、日本企業への助言や相手国政府への照会、働き掛けなどを行っている。

(3) 日本の農林水産物・食品の輸出促進

日本政府は、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円とする目標を掲げた。外務省としても、関係省庁・機関、日本企業、地方自治体等と連携しつつ、世界各国の在外公館を活用し、天皇誕生日祝賀レセプションを始めとする大使・総領事公邸での行事等において日本産品

⁷ オーストラリア、ASEAN、ブルネイ、チリ、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、シンガポール、スイス、ベトナム及びタイとの間で知的財産権に関する規定を含む協定を締結し、既に効力が発生している。

の魅力積極的に発信してきた。

さらに、10月のTPP協定大筋合意を受け、11月に決定された「総合的なTPP関連政策大綱」では、「農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成」、「高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大」等が明記されたことも踏まえ、日本の農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を更に積極的に推進するため、日本企業支援担当官（食産業担当）を54か国・地域、計58の在外公館等に設置した。今後も外務省は、農林水産省を始めとする関係省庁・機関と一層緊密に連携しながら、農林水産物・食品の輸出促進等に向けた取組を更に強化していく。

また、東日本大震災・東京電力福島第一原発事故から5年が経過したが、依然として37の国・地域（2016年2月現在）において、日本の農産物や水産物、食品等に対する輸入規制が維持されている。外務省は、関係省庁と連携しながら、被災地の主要産品である農産物や水産物の風評被害を払拭するため、各国政府等に対し正確な情報を迅速に提供するとともに、WTOの枠組みも活用しつつ科学的根拠に基づき輸入規制を可及的速やかに緩和・撤廃するよう働き掛けを行っている（2-1-1（2）ウ参照）。

こうした取組の結果、2015年にタイ（5月）とボリビア（11月）、2016年にインド（2月）が輸入規制を撤廃するなど、これまで計17か国（カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、オーストラリア、タイ、ボリビア及びインド）が規制を撤廃した。また、2015年にはブルネイ（2月）、米国（3月、4月、5月及び8月）及びロシア（7月）、2016年にはEU（1月）、米国（1月、2月）が規制を緩和するなど、規制の対象地域・品目は縮小されつつある（2016年2月時点）。

外務省は、引き続き、首脳・閣僚レベルによる申入れを始めとして、関係省庁と連携しながら、輸入規制を維持している国・地域に対し、可及的速やかな緩和・撤廃に向けた働き掛けを二国間及びWTOを始めとするあらゆるルートを通じて粘り強く行っていく（P187コラム参照）。

2 安心して住める魅力ある国づくり

(1) エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保

ア エネルギー・鉱物資源をめぐる内外の動向

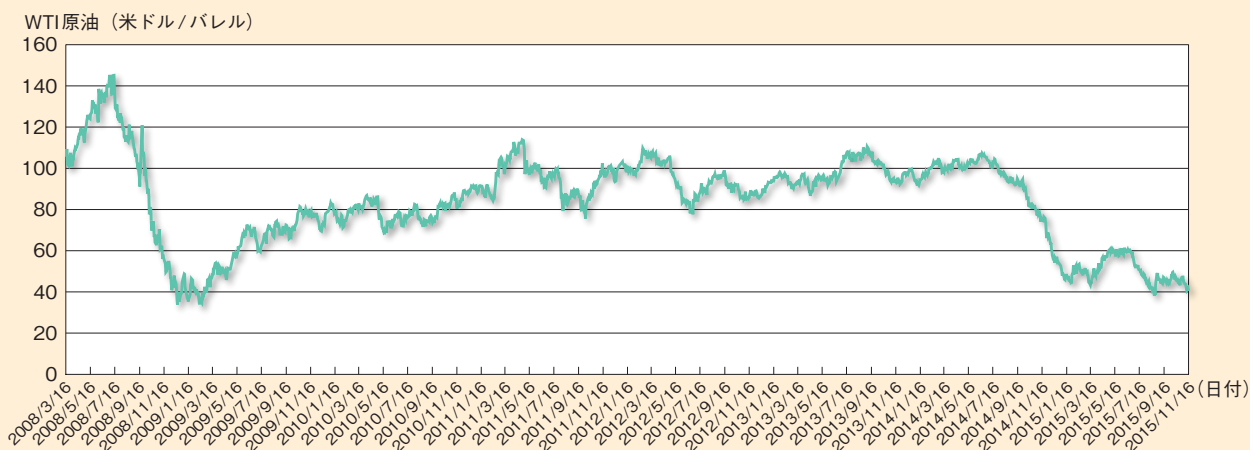
(ア) 世界の情勢

近年、原油価格は、新興国などにおけるエネルギー需要の増加と獲得競争の激化、資源ナショナリズムの台頭、中東情勢の流動化などによって高い水準で推移してきた。しかし、2014年後半以降、中国等の景気低迷による需要減速、米国のシェールオイルを始めとする非OPEC諸国の生産の堅調な伸びによる需給の緩和などの種々の要因から下落し、2015年1月には50米ドル/バレル台を割った。その後、リビアの供給途絶等により一時上昇する局面も見られた。その一方で、OPEC諸国や米国・ロシアを始めとする非OPEC諸国による高水準での原油生産の継続もあり世界的な原油の供給過剰が生じたことで、同年12月には原油価格（WTI）は30米ドル/バレル台に突入し、過去約7年ぶりの低価格水準となった。油価下落は、短期的には、エネルギー消費国に恩恵をもたらす一方、産油国の財政状況や新規開発にも影響を与える。エネルギー安全保障に与える中長期的影響を引き続き注視していくことが重要である。

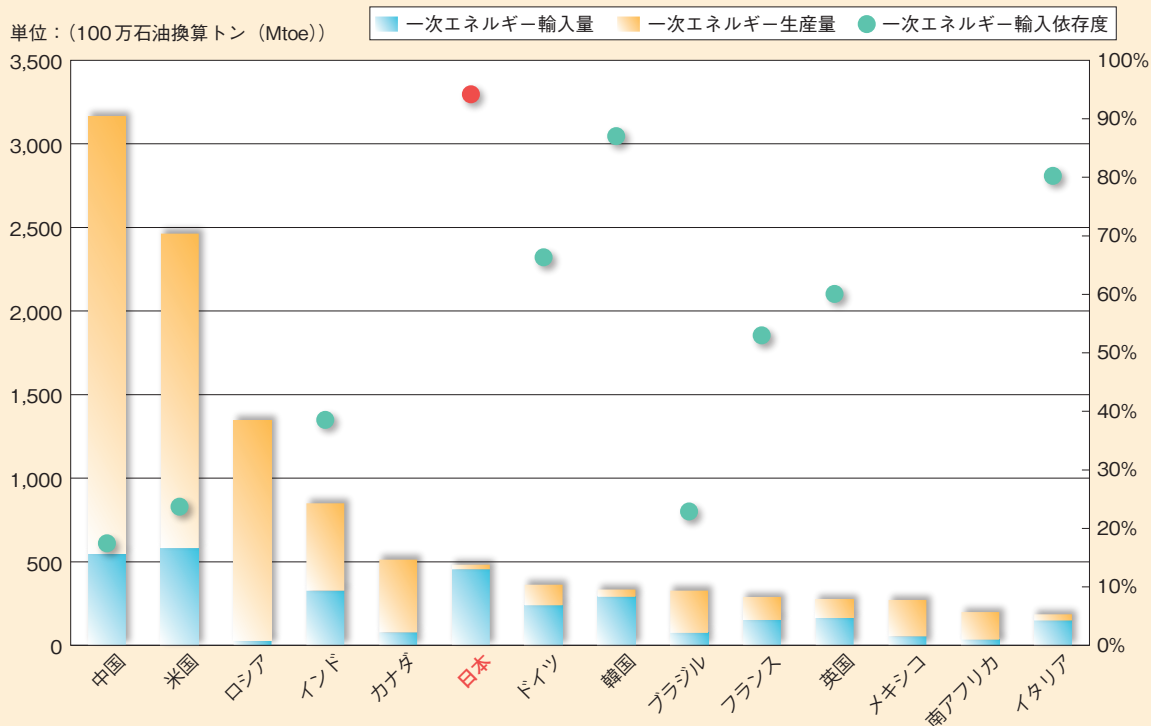
(イ) 日本の状況

東日本大震災以降、日本の電源として化石燃料に依存する割合は、震災前の約6割から約9割に達している。円安傾向もあいまって、燃料調達費が貿易収支を圧迫し、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に向けた取組がますます重視されたことを背景に、2014年4月に「エネルギー基本計画」が閣議決定された。さらに2015年7月、同計画を踏まえ、エネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を想定した上で、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通しを示す「長期エネルギー需給見通し」を決定した。

原油価格動向



主要各国におけるエネルギー輸入依存度 (2013年)



出典：IEA Energy Balance of OECD Countries (2015)
IEA Energy Balance of Non-OECD Countries (2015)

1 エネルギー・鉱物資源の安定かつ安価な供給の確保に向けた外交的取組

エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保は、活力ある日本の経済、人々の暮らしの基盤を成すものであり、日本は、以下を中心とする外交的取組を強化してきている。

(ア) 資源国との包括的かつ互恵的な協力関係の強化

エネルギー・鉱物資源の安定供給確保のため、

日本は、資源国との間で、首脳、閣僚レベルでの働き掛けや資源分野における技術協力や人材育成などのODAを活用した協力など、包括的かつ互恵的な関係の強化に取り組んでいる。特に安倍政権発足以来、安倍総理大臣、岸田外務大臣及び林幹雄経済産業大臣が北米、中東・アフリカ、中南米、アジア太平洋などの主要な資源国を訪問し、積極的な資源エネルギー外交を展開してきた。2015年、安倍総理大臣はウクライナ、中央アジア

ア諸国（トルクメニスタン、カザフスタンなど）、モンゴルなどを訪問し、資源分野の協力に向けた働き掛けなどを行った。

（イ）輸送経路の安全確保

日本が原油の約8割を輸入している中東から日本までの海上輸送路や、ソマリア沖・アデン湾などの国際的に重要な海上輸送路において、海賊の脅威が存在する。これを受けて、日本は、沿岸各国に対し、海賊の取締り能力の向上、関係国間での情報共有などの協力、航行施設の整備支援を行っている。また、ソマリア沖・アデン湾に自衛隊及び海上保安官を派遣して世界の商船の護衛活動を実施している（詳細は3-1-3（4）参照）。

（ウ）在外公館等における資源関連の情報収集・分析

エネルギー・鉱物資源の獲得や安定供給の確保に重点的に取り組むため、在外公館の体制強化を目的とし、現在、合計50か国55公館に「エネルギー・鉱物資源専門官」が配置されている。また、エネルギー・鉱物資源の安定供給確保の点で重要な国を所轄する一部在外公館の職員を招集して、「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を開催している。この会議では、資源確保における現在の取組の状況や今後の方向性について活発な議論を行っている。

（エ）国際的なフォーラムやルールを活用した市場の安定化、緊急時対応など

エネルギーの安定供給に向けた国際的な連携・協力のため、日本は、国際エネルギー機関（IEA）の諸活動に積極的に参加している。世界のエネルギー市場の動向、中長期的な需給見通し、資源産出国の動向などの迅速かつ正確な把握に加え、石油の供給途絶などの場合の緊急時対応能力の強化に努めている。液化天然ガス（LNG）価格に関しては、日本は前年に続き、2015年9月にLNGの生産国・消費国双方の官民が集う国際会議「LNG産消会議2015」（経済産業省及びアジア太平洋エネルギー研究センター（APEREC）主催）を開催した。同会議においては、LNG市場の生

産者、消費者双方の最新の動向について認識を共有した上で、安定的、競争的かつ柔軟なLNG市場の発展に向けた議論が行われた。また、日本は有限なエネルギー・鉱物資源の適切な開発・利用に関する「採取産業透明性イニシアティブ（EITI）」を支援している。さらに、エネルギーに関する原料・産品貿易の自由化や通過の促進、投資の促進・保護などを規定するエネルギー憲章条約（ECT）の実施において、国際的な協力を進めている。12月、ジョージアにて開催されたエネルギー憲章会議第27回会合で、日本が2016年の議長国となることが承認された。

（オ）海洋（大陸棚・深海底）

陸域のエネルギー・鉱物資源に乏しい日本にとって、海洋の生物資源や周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵されている海底資源は、安定供給源の確保及び経済の健全な発展の観点から重要である。日本は、海洋における権益を確保するため、国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき必要な取組を進めている。

200海里を超える大陸棚の限界の設定については、日本は、2012年4月、大陸棚の延長を申請した7海域のうち4海域について大陸棚限界委員会（CLCS）から一定の延長を認める勧告を受け、2014年10月、同年7月に総合海洋政策本部が決定した「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」に従い、2海域における延長大陸棚を設定した。また、そのほかの2海域については関係国との調整を行っているところであり、勧告が行われず先送りとなった1海域については早期に勧告が行われるよう努力を継続している（3-1-6参照）。

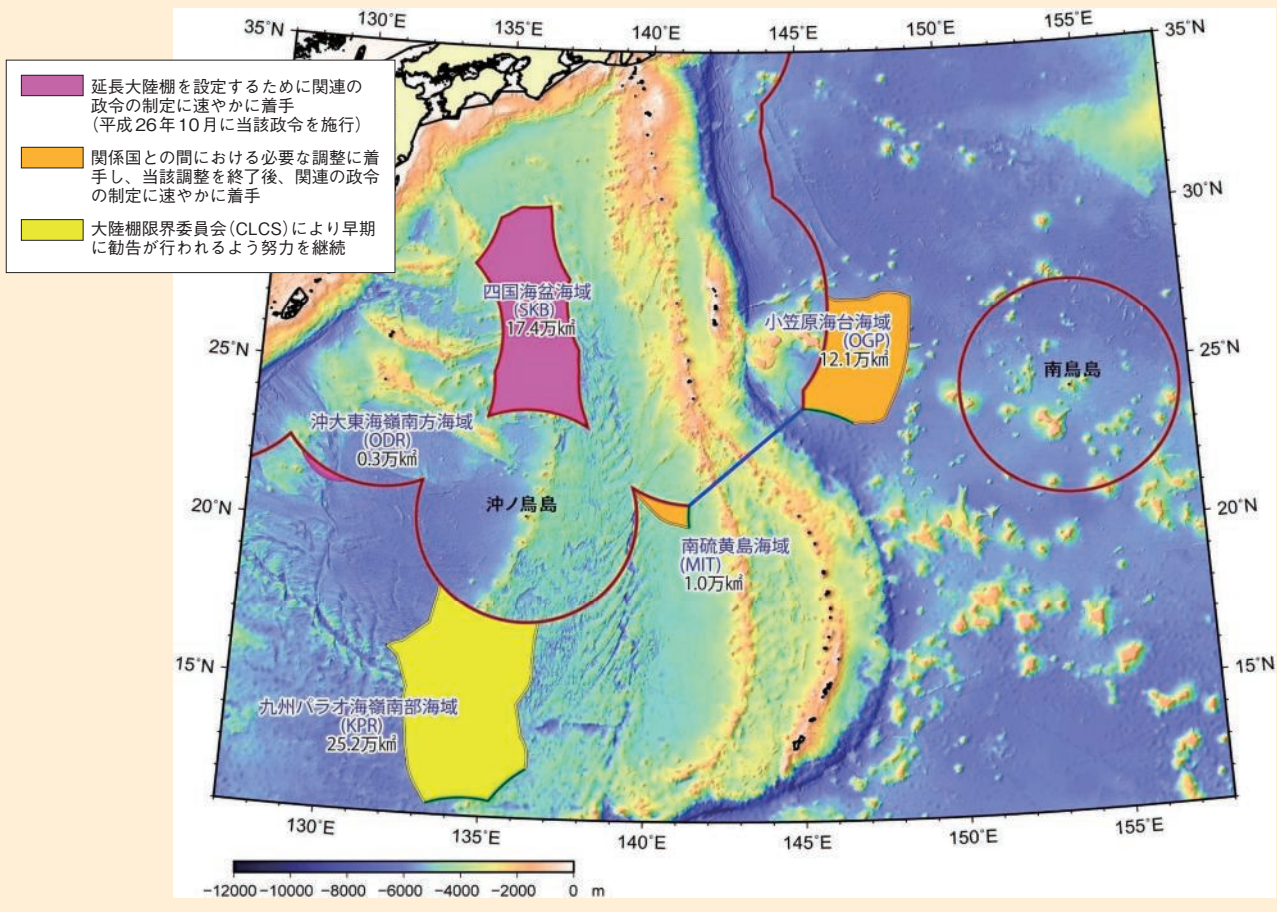
深海底については、日本のコントラクター2者が、国際海底機構（ISA）との契約により、特定の探査鉱区における深海底鉱物資源の排他的探査権を取得し、マンガン団塊⁸やコバルトリッチクラスト⁹の探査活動を行っている。

8 水深4,000～6,000mの比較的平坦な大洋底に半埋没している直径2～15cm程度の球形ないし楕円状の塊。マンガンに加え、ニッケル、銅、コバルトなどの有用金属を含有

9 水深800～2,400mの海山の頂部や斜面を厚さ数cm～数十cmでアスファルト状に覆っている層。マンガン団塊に比べてコバルトの割合が高い。

日本の大陸棚延長

(今後の取組方針：2014年7月 総合海洋政策本部決定)



Ⅱ グリーン成長及び低炭素社会構築への取組

日本は、再生可能エネルギー（太陽光・風力・バイオマス・地熱・水力・海洋利用など）の利用や省エネなどの推進を通じて、開発途上国を始め国際社会におけるグリーン成長の実現や低炭素社会の促進に向けた貢献（人材育成、国際的枠組みを通じた手法・経験の提供など）を行っている。

再生可能エネルギーの普及や持続可能な利用の促進に向け、日本は、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）に積極的に関与しており、2015年1月には総会議長を務めた。また、6月には支援の一環として、IRENA関係者などを招へいし、太平洋島嶼国におけるエネルギー安全保障をテーマに国際セミナーを開催した。

(2) 食料安全保障の確保

直近の国連の報告によると、世界の人口は2050年までに約97億人に達すると見込まれる。2013年の国連食糧農業機関（FAO）の推定によ

れば、2050年までに食料生産を2005-07年の水準から約60%増大させる必要があるとされている。食料の多くを輸入する日本にとって、世界の食料安全保障は日本の安定的な食料供給の確保に資するものである。国内の生産増大と共に、世界の食料生産を促進し、安定的な農産物市場や貿易システムを形成する必要がある。

FAO、国際農業開発基金（IFAD）及び国連世界食糧計画（WFP）により発行された「世界の食料不安の現状2015年報告（SOFI2015）」によれば、世界で約7億9,500万人が栄養不足に苦しんでいる。しかし、これは過去10年間で1億人以上、1990年から1992年以降では2億人以上減少しており、「1990年との比較において飢餓人口の割合を2015年までに半減させる」というミレニアム開発目標（MDGs）については、開発途上地域においてほぼ達成されたといえる。しかし、国際穀物価格は依然高い水準で推移しており、天候などの要因によって大きく変動しやす

日本の食料安全保障のための外交的取組

【背景】

日本の状況

- ・食料供給のうち、カロリーベースで6割、生産ベースで4割を海外に依存
- ・農地の減少、農業人口の高齢化等の生産拡大に向けた課題



世界の状況

- ・世界人口の増加
- ・新興国の経済発展による食生活の変化
- ・バイオエネルギー生産の増加
- ・気候変動、異常気象の頻発
- ・輸出余力のある国は限定的
- ・食料価格の不安定性の拡大、農産品の金融商品化

【外交的取組】

世界の食料生産の促進

- ・**投資促進**
責任ある農業投資の推進に向けて、世界食料安全保障委員会（CFS）が策定した「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の推進、FAO・世銀等による調査研究の支援、官民連携によるフードバリューチェーン構築に向けた二国間対話や官民ミッションの開催 等
- ・**農業・農村開発、研究開発・技術普及の推進**
アフリカにおける稲作振興（CARD）等
- ・**気候変動への対応等**
干ばつ等の自然災害の予防・早期警戒システム構築 等

安定的な農産物市場及び貿易システムの形成

- ・**自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、市場機能に対する監視**
WTOの下での輸出制限の原則禁止、経済連携協定における輸出制限に関する規律の強化
価格動向のフォロー（農業市場情報システム（AMIS）等）、価格変動への対策 等

ぜいじゃく 脆弱な人々に対する支援・セーフティネット

- ・**食料援助**
穀物等の供与 等
- ・**社会的セーフティネット構築支援**
最貧困層に対する生活手段付与 等
- ・**栄養支援**
栄養指導、栄養補助食品の供与 等

緊急事態や食料危機に備えた体制づくり

- ・**国際的な協力枠組**
ASEAN+3 緊急米備蓄（APTERR）、G20の迅速対応フォーラム（RRF）
（※国内体制整備としては、緊急事態食料安全保障指針がある）

出典：国連食糧農業機関（FAO）

い状況にある。グローバル・パートナーシップの下で、食料不安に苦しむ開発途上国の人々の窮状を緩和し、2030年までに飢餓を終わらせる、という持続可能な開発のための2030アジェンダの食料分野に係る目標（ゴール2）の達成に貢献することは、日本を含む国際社会全体の責務である。

ア 食料安全保障に関する国際的枠組みにおける協力

2015年6月のG7エルマウ・サミット（於：ドイツ）では、日本は、2030年までに開発途上国の5億人を飢餓と栄養不良から救出するという目標と、その達成に向けた「食料安全保障と栄養のための広範な開発アプローチ」の策定に積極的に貢献した。また、2012年のG8キャンプ・デービッド・サミット（於：米国）で策定された「食

料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス（ニュー・アライアンス）」に基づき、日本は、米国と共にモザンビークにおける支援の共同リード国¹⁰として積極的に関与している。2013年の第5回アフリカ開発会議（TICAD V）（於：横浜）で日本は、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）の継続実施、小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（SHEP）アプローチの対象国拡大、フードバリューチェーン構築支援や責任ある農業投資の推進などを表明し、これら支援を着実に実施している。

さらに、日本は2015年11月のG20アンタルヤ・サミット（於：トルコ）において、フードシステムにおける責任ある投資、収入及び質の高い雇用の増加及び食料供給拡大のための持続的な生産性の向上を目標とした「食料安全保障と持続可

10 ニュー・アライアンスの国別協力枠組みを加速化するために、対象国と共に協力枠組みの策定及び実施を主導する国

能なフードシステムに係るG20行動計画」の採択に貢献した。

5月及び10月にはAPEC食料安全保障に関する政策パートナーシップ（於：フィリピン）が開催され、APEC地域における永続的な食料安全保障のための「2020年に向けたAPEC食料安全保障ロードマップ」に基づく国際的な取組について議論を深めた。

このほか、11月のASEAN+3（日本、中国及び韓国）首脳会議では、安倍総理大臣は、2012年に発効したASEAN+3緊急米備蓄（APTERR）協定に基づき、日本が行ったフィリピンやカンボジアに対する米支援について紹介した上で、日本が推進しているフードバリューチェーンの構築のための官民連携協力を更に拡大する意向を表明した。さらに、安倍総理大臣からは、日本産食品に対する原発関連の輸入規制の緩和・撤廃についても要請した。

① 「責任ある農業投資」の促進に向けた日本の取組

世界の食料生産増大のため、国際的な農業投資が促進される一方で、開発途上国における大規模な「農地争奪」が問題視されていることを踏まえ、日本は2009年のG8ラクイラ・サミット（於：イタリア）にて、投資受入国、小農を含めた現地の人々、投資家の三者が裨益する形で投資が促進されるべきとの「責任ある農業投資」のコンセプトを提唱した。2010年4月には、4国際関係機関（FAO、IFAD、国連貿易開発会議（UNCTAD）及び世界銀行（WB））により「責任ある農業投資原則」（PRAI）が策定された。PRAIも考慮した責任ある農業投資のための原則は、2014年10月の世界食料安全保障委員会（CFS）総会において「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」として採択された。日本は、現場の実践事例を議論に反映させるとともに、今後の原則運用にも生かすため、4国際関係機関が2013年から実施している「責任ある農業投資に関する未来志向の調査研究」に財政支援を行うなど、この取組に引き続き積極的に貢献している。

② 漁業（マグロ・捕鯨問題など）

日本は世界有数の漁業国、水産物の消費国であり、海洋生物資源の適切な保存管理及び持続可能な利用に積極的な役割を果たしてきている。7月には「北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約」が発効し、同条約に基づき設立された北太平洋漁業委員会の第1回会合が9月に開催された。また、同委員会事務局が東京に設置された。

マグロ類に関しては、日本はその最大消費国として、マグロ類の地域漁業管理機関全てに加盟し、資源の保存管理措置の強化に向けた議論を主導している。マグロ類の違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策のため、日本は、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）における寄港国検査のミニマムスタンダード（最低要件）に関する決議及び大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）におけるクロマグロ漁獲証明制度の電子化等の取組を推進した。また、太平洋クロマグロについては、日本のイニシアティブにより、クロマグロの加入量が著しく低下した場合に緊急的に講ずる措置を中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）が2016年に策定することを決定した。

国際自然保護連合（IUCN）が絶滅危惧種に指定するニホンウナギについて日本は、ニホンウナギを生産・輸出する中国、韓国、台湾等と、資源の保存及び管理の枠組み設立並びに養鰻生産量の制限等に関する協議を行った。

日本の捕鯨政策の基本方針は、国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類捕獲調査を実施し、商業捕鯨の再開を目指すというものである。この方針の下、日本は、南極海の鯨類科学調査に関し、2014年3月の国際司法裁判所（ICJ）判決を踏まえ、新たな調査計画案「新南極海鯨類科学調査計画（NEWREP-A）」を策定し、2014年11月、国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会に新計画案を提出した。2015年5月から6月まで、同委員会において新計画案について議論された結果、追加作業の必要性が指摘された。日本側の研究者による追加作業の結果、調査実施前に証明すべき事項については必要な作業が完了したことから、調

査計画を最終化し、新南極海鯨類科学調査計画 (NEWREP-A) を2015年度から実施することとした (12月7日、特別許可書を発給)。今回の分析結果を含む全ての追加作業の結果は、2016年6月のIWC科学委員会に報告する予定となっている。

(3) 日本市場・人材の国際化 (対内直接投資)

6月に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂2015』の国際展開戦略において、主要な成果目標 (KPI) として「2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する (2014年末時点で23兆3,000億円)」との目標が掲げられている。2014年から開催されている「対日直接投資推進会議」が司令塔として投資案件の発掘・誘致活動を推進するとともに、外国企業経営者の意見を直接吸い上げ、経済財政諮問会議、産業競争力会議、規制改革会議等と連携しつつ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善に資する規制制度改革や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現を図っていくこととしている。

3月、対日直接投資推進会議は、外国企業から日本でのビジネスや生活における利便性向上が求められてきた事項の改善を図る「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」(①小売業や飲食店、医療機関、公共交通機関等における多言語対応の強化、②街中での無料公衆無線LANの整備の促進・利用手続の簡素化、③地方空港での短期間の事前連絡によるビジネスジェットの受入れ環境の整備、④外国人留学生の日本での就職支援及び⑤日本に重要な投資を実施した外国企業を対象に副大臣を相談相手としてつける「企業担当制」の実施等)を取りまとめており、現在、関係省庁が担当する各施策を着実に実施している。

外務省としては、「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」に掲げられた施策を実施するとともに、日本貿易振興機構 (JETRO)・地方公共団体とも連携し、国際会議の場や大使館、総領事館等の在外公館を活用して、外国企業経営者への働き掛けや広報・情報発信 (在外公館のホームページでの積極的なPR活動等) を行い、海外に

おける誘致案件創出活動を強化している。また、個別案件の推進では、関係府省庁と連携したJETROのワンストップ支援機能の強化や、日本の中堅・中小企業と外国企業との投資提携機会の創出等に取り組んでいる。さらに、安倍総理大臣の訪米 (9月) 時の「対日投資セミナー」(主催: JETRO) 開催など、総理大臣・閣僚によるトップセールスを関係機関や先進的な地方公共団体とも連携しつつ、戦略的に実施している。

3 国際的なルール作りへの参加

(1) G7・G20サミット

日本が自らの取組を国際社会にアピールし、日本にとって望ましい国際的経済秩序を形成していく場として、G7・G20サミットは引き続き重要な役割を果たしている。

6月に開催されたG7エルマウ・サミット (於: ドイツ) では、2015年が戦後70年、第1回ランブイエ・サミット (於: フランス) から40年に当たることも踏まえ、G7諸国として、自由、主権及び領土の一体性を堅持することで一致した。安倍総理大臣から、G7は自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値に立脚し、国際社会の秩序を支えてきたことを指摘した上で、諸課題に対しグローバルな視点から対応できるのはG7であり、その責任は大きく、ますますG7の連携が重要になっていると発言した。サミットでは、世界経済、エネルギー・気候変動、開発などに加え、ウクライナ・ロシア情勢、東アジア情勢、中東情勢を中心とする外交政策について率直な意見交換が行われた。安倍総理大臣からは、アベノミクスの成果が着実に現れていることに言及し、日本の今後の経済・財政面での取組について説明した。また、5月に安倍総理大臣から発表した「質の高いインフラパートナーシップ」に言及しつつ、グローバルに「質の高いインフラ投資」を推進していくための日本の貢献を紹介した。

東アジア情勢については、安倍総理大臣は、大規模な埋立てを含め東シナ海・南シナ海において緊張を高める動きがあることについて、海洋における一方的な現状変更の試みを放置してはならな



サミットに出席する安倍総理大臣（写真提供：内閣広報室）

いと指摘した。また、安倍総理大臣から、北朝鮮による核・ミサイル開発の継続は地域及び国際社会の重大な脅威であること、また拉致は基本的人権の侵害という普遍的な問題であるとして、各国の協力を求めた。

11月のG20アンタルヤ・サミット（於：トルコ）では、強固で持続可能かつ均衡ある経済成長の実現に向けた具体的な取組につき首脳間で率直な意見交換を行い、成果物として各国の個別のマクロ経済政策や成長戦略の現状と今後の計画を記載した「アンタルヤ行動計画」を発表した。また、サミット直前に発生したパリにおけるテロ事件を強く非難するとともに、G20が協調してテロ対策を行うことで一致し、「テロとの闘いに関するG20声明」を発出した。気候変動については、COP21での「全ての国が参加する」新たな枠組みの採択を後押しすることで一致した。

安倍総理大臣から、G20各国には包括的な成長戦略の実施や構造改革の取組強化が求められていることに言及しつつ、女性の活躍推進を含むアベノミクスの進捗、特に新たに発表した「第2ステージ」の取組を紹介し、世界経済の成長へ貢献していく決意を述べた。さらに、大筋合意に至ったTPP協定は成長戦略の核であり、生産性向上や産業活性化などを通じて、日本の成長につながることを期待すると述べた。さらに、安倍総理大臣から、「質の高いインフラパートナーシップ」の進捗状況を簡単に紹介し、日本は引き続き質の高いインフラ投資を推進していくと説明した。

(2) 世界貿易機関 (WTO)

ア WTOとドーハ・ラウンド交渉の経緯

日本の経済発展は、関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) 及び世界貿易機関 (WTO) を中心とする多角的貿易体制に大きく恩恵を受けてきた。その維持と強化はEPA/FTA交渉が盛んに行われている現在も、日本経済再生に向けた日本の貿易政策の柱であり、WTO交渉を通じた貿易自由化の促進、ルール作りの重要性は不変である。一方、ここ十数年余り、交渉の進展は必ずしも順調なものではなかった。2001年に開始されたWTOのドーハ・ラウンド (DDA) 交渉¹¹では8分野（農業、非農産品市場アクセス、サービス、ルール、貿易円滑化、開発、環境及び知的財産権）の一括妥結を目指してきたが、2008年以降、新興国と先進国との対立などにより交渉は膠着状態に陥ってきた。2013年12月の第9回WTO閣僚会議 (MC9) において、DDA交渉の部分合意として①貿易円滑化、②農業及び③開発の3分野から成る「バリ合意」が妥結し、多少の進展は見られたものの、新興国と先進国との対立の溝は深く、DDA交渉妥結への道のりはほど遠い状況であった。

イ 第10回WTO閣僚会議 (MC10)

12月に開催された第10回WTO閣僚会議 (MC10) では、日本が議長国として主導した情報技術協定 (ITA) 品目拡大交渉が合意された。複数国間の合意とはいえ、参加53か国による201品目の関税撤廃を実現し、WTO加盟国全体に利益をもたらす大きな成果となった。また、交渉開始から14年となるDDAにおいては、長きにわたり何らの合意を得られなかった輸出補助金を含む農業分野の輸出競争等に合意できた。これらの合意はWTOの交渉機能が完全に不全となっているわけではないことを示している。

一方、この会議に至るまでの議論で最大の争点となっていたDDAの継続の是非を含む今後のWTO交渉の在り方については、各国の主張の対立からいまだ見通しがついていない。DDAで扱われていた開発を含む8分野の個別の論点も引き

11 正式名称はドーハ開発アジェンダ (DDA : Doha Development Agenda) 交渉

続き重要であるが、DDA交渉という枠組みを超えて、時代に即した課題への対応を含め、WTOの交渉機能をいかにして再活性化・強化するかとの観点から、従来とは違った新しいアプローチを検討する必要がある。2016年以降の議論は、各国が合意できなかった要因を分析した上で、建設的に進めていく必要がある。

📌 有志国による取組

DDA交渉が停滞する中、2011年の第8回閣僚会議以降、有志国による以下の交渉が行われてきた。

(ア) 情報技術協定 (ITA : Information Technology Agreement) の品目拡大交渉

1997年から実施されている情報技術協定 (ITA)¹² に関し、その後の技術進歩により開発された製品など¹³ をITAの対象とすべく、2012年から対象品目の拡大のための交渉が行われてきた。その結果、2015年7月に対象となる201品目が確定し、関税撤廃期間の交渉を経て、12月にITA拡大交渉が妥結した (2015年12月末現在、拡大ITAには53の有志国・地域¹⁴ が参加)。この対象品目拡大により、情報技術製品の貿易拡大、情報技術を通じた各国経済の成長・生産性向上の促進が期待される。

(イ) サービスの貿易に関する新しい協定 (TiSA : Trade in Services Agreement) 交渉

サービス貿易の一層の自由化に向け、米国、EU (28か国)、オーストラリアなどを含む50の有志国・地域¹⁵ (2015年12月末現在) による

サービスの貿易に関する新しい協定 (TiSA) 交渉が、2013年夏以降本格的に行われている。この交渉に参加する国・地域の間では、交渉対象から特定分野をあらかじめ除外しないこと、時代に即した形でルールを強化してサービス貿易一般協定 (GATS) の内容を進化させることなどで一致しており、日本も交渉に積極的に参加している。

(ウ) 環境物品に関する協定 (EGA : Environmental Goods Agreement) 交渉

2014年7月にWTO環境物品に関する協定 (EGA) 交渉が開始された。この交渉は、2012年にAPECで合意された環境物品リストや2013年のAPEC首脳宣言におけるコミットメント (約束) などを受け、環境関連物品の関税撤廃を目指すものであり、45の有志国・地域¹⁶ によって、これまで11回の交渉が行われている。この交渉により、環境物品の貿易拡大、持続可能な開発が達成されることが期待される。日本は、交渉立ち上げ時から積極的に参加している。

📌 紛争解決 (DS : Dispute Settlement)

WTO紛争解決制度は、加盟国間のWTO協定上の貿易紛争を紛争解決手続に従い解決するための準司法的制度である。WTO体制に安定性と予見可能性を与える柱として有効に機能しており、1995年のWTO発足以来2015年末までの紛争案件数 (協議要請が行われた件数) は501件に上る。近年は紛争案件数の増加や案件の複雑化により、紛争解決制度への負担が増大しており、その対応が大きな課題となっている¹⁷。日本

12 情報技術製品 (半導体、コンピューター、携帯電話、プリンター、FAX、デジタルカメラ (静止画用) 等) の関税を撤廃する複数国間の合意 (「情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言」)。1996年作成、1997年から実施。現在の参加国は日本、米国、EU (28か国)、中国、ロシア等82か国・地域 (EUを含む)。

13 デジタルAV機器 (ビデオカメラ、DVD・HD・BDプレーヤーなど)、デジタル複合機・印刷機、医療機器 (電子内視鏡等)、半導体製造装置等

14 日本、米国、EU、オーストラリア、カナダ、中国、韓国、香港、台湾、シンガポール、イスラエル、トルコ、コロンビア、コスタリカ、マレーシア、タイ、フィリピン、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、モリシャス、モンテネグロ、グアテマラ、アイスランド及びアルバニア (EU各国を含めると53か国・地域)

15 日本、米国、EU、オーストラリア、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、パラグアイ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アイスランド及びリヒテンシュタイン (EU各国を含めると50か国・地域)

16 日本、米国、EU、オーストラリア、カナダ、中国、韓国、香港、台湾、シンガポール、コスタリカ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、イスラエル、トルコ及びアイスランド (EU28か国を含めて45か国・地域)

17 他の加盟国によるWTO協定に非整合的な措置によって不利益を被ったとする加盟国は、当事国間での協議を要請できる。この協議を通じても紛争が解決されない場合、問題をパネルに付託し、問題とされる措置と協定の整合性についてパネルで争うことができる。パネルによる法的判断に不服のある当事国は、最終審に相当する上級委員会に対して上訴を行い、同判断を争うことができる。1995年のWTO発足時から2015年末までの紛争案件数 (協議要請が行われた件数) 501件のうち、日本が当事国 (申立国又は被申立国) として関わった案件は36件。なお、上級委員会は7人の委員で構成されており、委員の任期は4年 (再任一度可能)。日本は1995年のWTO発足以降3人の委員を輩出している。

が当事国である最近の案件には以下のものがある。

- アルゼンチンの輸入制限措置¹⁸：1月、上級委員会報告書を受けて、WTOの紛争解決機関はアルゼンチンの措置を違法と認定し、協定に整合的にするようアルゼンチンに勧告した。
- 中国の日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング税の賦課措置¹⁹：2月、パネル報告書が全加盟国に配布されたが、日本の主張が認められなかった論点について、5月上訴。10月、上級委員会報告書を受けて、WTOの紛争解決機関は、中国の措置を違法と認定し、協定に整合的にするよう中国に勧告した。
- 韓国による日本産水産物等の輸入規制措置²⁰：9月パネル設置。現在、パネル手続が進行している。
- ブラジルの税制恩典措置²¹：9月パネル設置。現在、パネル手続が進行している。

日本はまた、DDAの一環として行われているDSU²²改正交渉などにおいて、手続の明確化など、紛争解決制度の更なる改善に向け積極的に貢献してきている。

オ 保護主義抑止・是正の取組

2008年以降、リーマン・ショック、欧州債務危機等を受け、保護主義措置を導入する国が増加している。G7、G20、APECなどでは首脳レベルで保護主義抑止に取り組むことで一致し、政治的コミットメントを行っている。WTOでは、貿易政策検討制度や紛争解決手続を通じた保護主義措置の是正に取り組んでいる。日本は、保護主義抑止・是正に引き続き積極的に取り組んでいく考えである。

(3) 経済協力開発機構 (OECD)

ア 特徴

OECDは、政治・軍事を除く経済・社会の極めて広範な分野（マクロ経済、農業、産業、環境、科学技術など）を扱う「世界最大のシンクタンク」として政策提言を行っているほか、各種委員会・作業部会で行われる加盟国間の議論を通じて、国際的な規範を形成している。日本は、東京オリンピックが開催された1964年に非欧米諸国として初めてOECDに加盟して以降、各種委員会・作業部会での議論や、財政・人的な貢献を通じて、これらに積極的に関わってきている。

イ アジアとの関係強化

OECDは、世界経済の成長センターとしての東南アジアの重要性の高まりを受け、同地域との関係強化を重視している。日本は、加盟50周年を契機に議長国を務めた2014年の閣僚理事会で、安倍総理大臣出席の下、「東南アジア地域プログラム」を立ち上げた。また、2015年3月には、同プログラムの第1回運営グループ会合（於：ジャカルタ（インドネシア））を開催し、ASEAN側代表のインドネシアと共に共同議長に就任するなど、OECDと東南アジアとの架け橋として、関係強化に積極的に貢献し続けている。



グリアOECD事務総長の安倍総理大臣表敬（4月15日、写真提供：内閣広報室）

¹⁸ 2012年12月、EU及び米国と同時にパネル設置を要請。事前輸入宣誓供述制度、非自動輸入ライセンス及び輸出入均衡要求に関する案件

¹⁹ 輸出価格が正常価格より低い場合にこれを不当な廉売としてその差額に関税を課す措置。2013年5月、パネル設置を要請。石炭火力発電所のボイラーなどに使用される高付加価値特殊鋼管に関する案件

²⁰ 韓国が、2011年3月の東京電力（株）福島第一原子力発電所における事故後導入し、2013年9月に強化した日本産水産物等の輸入規制に関する案件

²¹ 自動車・情報通信分野における国産品を優遇する税制恩典措置、及び輸出企業に対する税制恩典措置に関する案件

²² 紛争解決に関する規則及び手続に関する了解（Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes）

㊦ 2015年閣僚理事会

6月、「持続可能な成長と雇用のための投資の解放」をテーマとし、議長国オランダの下、閣僚理事会が開催された。日本は、COP21や「持続可能な開発のための2030アジェンダ」策定に関する国連サミットも念頭に、気候変動に係る日本の貢献策を改めてアピールしつつ、開発に当たった「質の高いインフラ投資」の重要性を指摘した。また、「東南アジア地域プログラム」の推進に関し多数国から支持が表明され、その機運を更に高めていくことで合意がなされた。2016年閣僚理事会では、チリの議長国の下、ハンガリー、フィンランドと共に、日本は10度目となる副議長国を務める。

㊦ 各分野での取組

近年、国際的な税制の隙間・抜け穴を利用した過度な節税対策によって、多国籍企業などが本来課税されるべき経済活動があるにもかかわらず税負担を軽減している問題が顕在化している。これに対抗するため、日本が議長を輩出するOECD租税委員会は、2012年に「税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクト」を立ち上げ、2013年には「BEPS行動計画」を取りまとめた。2015年10月には、同行動計画の成果として最終報告書が公表された。日本としてもOECDなどの場で議論に積極的に関与することで、租税に関する国際的な取組を先導している。

㊦ 財政的・人的貢献

日本は、OECDのI部予算（義務的拠出金）の11.92%（2015年、米国に次ぎ全加盟国中第2位）を負担している。また、OECD事務局のナンバー2のポストである事務次長も歴代務めている。日本は、このような財政的・人的貢献を通じてOECDを支えている。

(4) アジア太平洋経済協力 (APEC : Asia-Pacific Economic Cooperation)

APECは、各エコノミー²³の自発的な意思によって、アジア太平洋の持続可能な発展を目指

し、地域経済統合と域内協力の推進を図る枠組みである。アジア太平洋地域の21か国・地域から構成されており、これらは世界の人口の約4割、GDPの約6割及び貿易量の約5割を占める「世界の成長センター」である。総貿易の約3分の2が域内貿易であるなどEU並みの密接な域内経済を構成しており、APEC地域の経済面における協力と信頼関係を強化していくことは、日本の更なる発展を目指す上で極めて重要である。また、APEC首脳・閣僚会議は、経済問題を中心に、国際社会の主要な関心事項について首脳・閣僚間で率直な意見交換を行う有意義な場となっている。

フィリピンが議長を務めた2015年フィリピンAPECは、「包摂的な経済の構築、より良い世界を目指して」という全体テーマの下、①地域経済統合アジェンダの推進、②中小企業の地域・世界市場への参画促進、③人材開発への投資及び④持続可能かつ強靱な地域社会の構築、という4つの優先課題が設定された。11月に開催された首脳会議（於：マニラ）では、「経済統合を通じた包摂的な成長」及び「持続可能で強靱なコミュニティを通じた包摂的な成長」をテーマに活発な議論が行われ、首脳宣言として「包摂的な経済の構築、よりよい世界を目指してーアジア太平洋コミュニティのためのビジョンー」、附属書として「質の高い成長を強化するためのAPEC戦略」及び「APECサービス協力枠組」が採択され、独立文書として「多角的貿易体制への支持及び第10



フィリピンAPEC首脳会議（11月18日～19日、フィリピン・マニラ）写真提供：内閣広報室

23 中国香港、チャイニーズ・タイペイを含めたAPEC参加単位

フィリピンAPEC首脳会議の成果

		安倍総理発言ポイント	首脳宣言のポイント
経済統合を通じた包摂的な成長	多角的貿易体制の支持	●自由貿易の礎である多角的貿易体制について、首脳が保護主義抑止の強い決意を示すべきと主張	●ルールに基づく、透明性のある、無差別で、開かれた、包摂的な多角的貿易体制の強化にコミット。WTO設立20周年の機会に、このコミットメントを更に強化するため、多角的貿易体制の支持及び第10回WTO閣僚会議に関する独立文書を発出
	FTAAP	●TPPにより作られる新たな経済秩序は、FTAAPにおいて、ルール作りのたたき台となる旨発言	●さらなるAPECの地域的な経済統合アジェンダに向けた主要な手段として、FTAAPの最終的な実現にむけたコミットメントを再確認。「FTAAPの実現に向けたAPECの貢献のための北京ロードマップ」の実施に関する取組を称賛し、「FTAAPの実現に関連する課題に係る共同の戦略的研究」の結論及び研究に附属する提言を来年受け取ることを期待
	インフラ投資／連結性	●2015年5月に発表した「質の高いインフラパートナーシップ」について紹介	●物理的、制度的、人と人の柱の下、「APEC連結性ブループリント2015-2025」の実施の進捗を歓迎。アジア太平洋コミュニティへの我々のビジョン実現のための質の高いインフラ投資及び連結性の重要性を強調
	投資環境改善	●日本が域内の投資環境改善を図るための取組を主導していることを紹介	●「グローバル・バリューチェーンの発展と協力のためのAPEC戦略ブループリント」の一連の作業の下で行われた進捗を歓迎し、実務者に対し、この作業を更に進展させることを指示
	成長戦略／サービス	●フィリピンが主導する成長戦略、サービス分野の議論を支持する旨発言	●「2010年首脳の成長戦略」を踏まえて、制度構築、社会的一体性及び環境への影響に重きを置いた「質の高い成長を強化するためのAPEC戦略」を採択 ●「APECサービス協力枠組」を承認し、一連の協調行動及び2025年までに達成されるべき相互に合意された目標を採択し、2016年に戦略的かつ長期的な「サービス競争力ロードマップ」を策定するよう指示。製造業関連サービスなどのサービス関連分野の取組を評価
持続可能で強靱なコミュニティを通じた包摂的な成長	女性の活躍推進	●女性活躍推進法の整備、APECにおける女性の管理職に占める割合向上に向けた取組等を紹介	●女性が指導的地位に就くことの促進を含む、具体的で、実行可能かつ測定可能な方法にて、女性の経済への完全な参画を推進することに引き続きコミット
	防災	●「仙台防災枠組」に従い、よりよい復興を支援していく旨発言	●包摂的で持続可能な発展を支える適応力のある災害に強靱な経済を構築する共同の取組を促進するための「APEC防災災害リスク削減枠組」を歓迎・採択。「仙台防災枠組み2015-2030」に留意
	テロ対策	●テロは経済活動への脅威であり、断固として非難されるべき、乗客予約記録（PNR）の活用等、APECにおける具体的なテロ対策の取組を歓迎するなどを発言	●テロリストの資金調達と戦うための能力構築を含むテロ対策及び乗客の事前リスク分析やその他の措置の推進を通じた外国人テロ戦闘員の渡航の阻止をAPECメンバーが実施している努力と行動を歓迎

回WTO閣僚会議（MC10）に関する独立文書」が発出された。

安倍総理大臣は、「経済統合を通じた包摂的な成長」に関するセッションでは、質の高い成長と繁栄にとって「経済面での法の支配の強化」が重要であることを強調するとともに、多角的貿易体制の支持、TPPやアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）、投資環境改善、海洋の連結性を含む地域の連結性強化、質の高いインフラ投資など日本がAPEC内外で実施している具体的な取組を発信した。また、「持続可能で強靱なコミュニティ

ティを通じた包摂的な成長」に関するセッションでは、アベノミクス第2ステージにおける「一億総活躍社会」の実現や女性の活躍推進など経済成長や質の高い成長を図る上で日本が重視する取組について説明しつつ、防災対策、質の高い電力インフラの構築、テロ対策などの取組に積極的に貢献していく考えを表明した。

2016年はペルーが議長を務めることとなっている。